

熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業

《目的》

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第3項の規定に基づき熊本県建築物耐震改修促進計画で指定した緊急輸送道路沿道の民間建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工したものについて、耐震診断を行う民間事業者等に対して補助を行う市町村を支援し、建築物の耐震化の促進を図る。

《制度の概要》

国の地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金を活用して、市町村が民間事業者等に対し補助事業を実施する場合に補助を行う。

① 対象建築物

市町村の耐震改修促進計画に定められた取組方針に基づいた緊急輸送道路沿道の民間建築物の耐震診断に関する事業に係る建築物

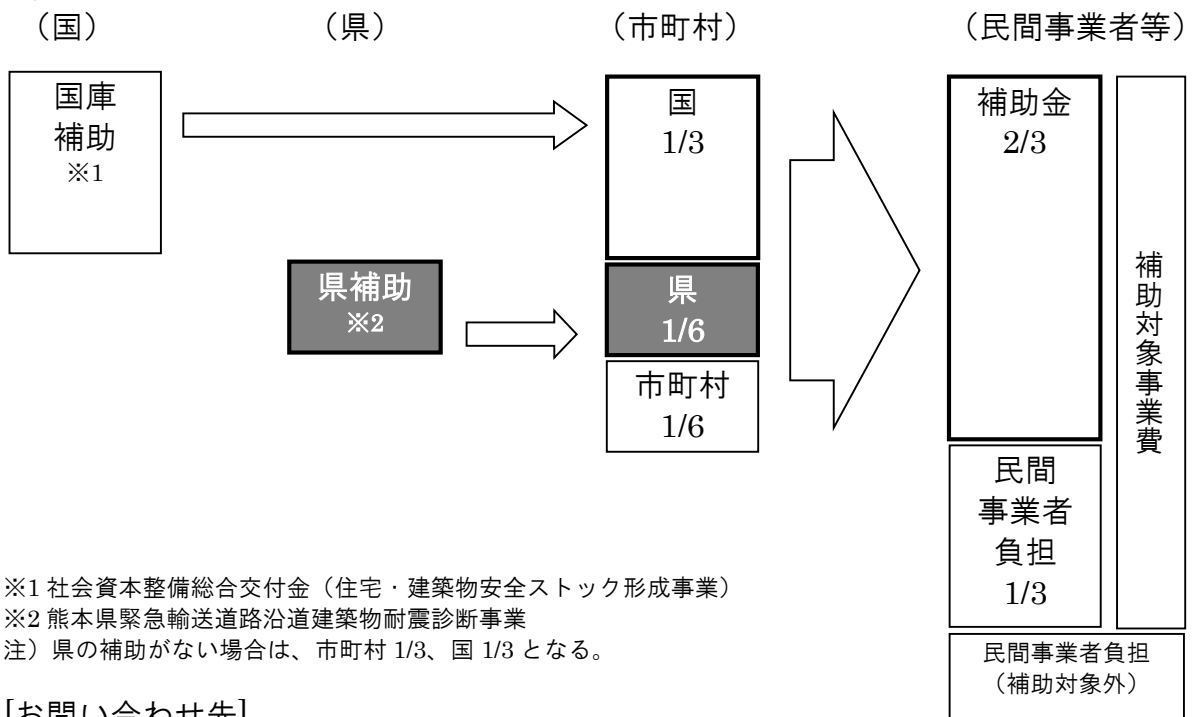
② 補助対象経費

国の地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱に基づき算出された民間補助事業者等の行う耐震診断に要する経費の3分の1以内の額かつ市町村が補助する経費の2分の1以内の額

③ 補助額

補助対象経費に補助率2分の1を乗じた額以内

《事業スキーム》



※1 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）

※2 熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業

注）県の補助がない場合は、市町村 1/3、国 1/3 となる。

【お問い合わせ先】

熊本県土木部建築課安全推進班

電話：096-333-2535 FAX：096-384-9820

※補助の窓口は市町村です。（補助を行っていない市町村もあります。）